

平成28年度 第6回白井市市民参加推進会議 逐語録

開催日時	平成29年3月28日(火) 午後3時から午後5時まで
開催場所	市役所4階 会議室1
出席者	池川悟会長、市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、徳本悟委員、三浦永司委員、田中卓也委員
欠席者	谷本滋宣委員
事務局	市民活動支援課 豊田課長、松岡主査補、新井主事
傍聴者	1人
議題	(1) 事務局からの報告 (2) 答申書の提出について(報告) (3) 中間評価の見直しについて(検討) (4) 市民参加条例の見直しについて(検討) (5) 第7回会議の日程調整について
資料	資料1 白井市市民参加推進会議からの「平成27年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について(答申)」に関する対応について 資料2 中間評価の見直しについて(検討) 資料3 市民参加条例の見直しについて(検討) 資料4 市民参加推進会議で指摘・検討された意見一覧 (平成22年度から平成28年度) 資料5 他市の市民参加条例に見られる事例 資料6 第7回会議の日程の調整について

午後3時 開会

○会長 時間になりましたので、第6回の会議を開催したいと思います。

まず、事務局から。

○事務局(L) はい。

○会長 会長挨拶から先やっちゃう。

○事務局(L) そうですね。お願いします。

○会長 きのうの寒さから一転、きょうは春日和で皆さん体調崩さないようにしっかりと。あと残すところ会議は2回、きょう含めて3回になりますので、いよいよ市民条例のほうへ手をつけようという会議に今日からなりますので、配られた資料はなるべく読み込んでこられないと議論になりませんので、その辺のところをお願いしておきたいと思います。では、事務局のほうからひとつ、今日の。

○事務局(L) 皆様こんにちは。市民活動支援課のLです。

議題に入る前に、事前に皆様の机のほうに置かせていただきました資料の差しかえ及び追加等のご案内をさせていただきたいと思います。お手元に配付しておりますのが、既にお配りしてありますのは、資料の1と2と3ですね。こちらが皆様に既にご送付させていただきました。その中で、本日皆様の机に置かせていただきました差しかえ分と、あと新たに二つ追加させていただいた分のご紹介を

させていただきます。

まず一つ目が次第ですね。こちらの次第、正しくは4番の議題の市民参加条例の見直しについてというところが、資料、これまで3、4と書いてあったものが、資料3、4、5と三つ追加されたものが正しい次第というふうになっております。

続きまして、資料4というふうなもの、A3の紙を袖折りにしたものを入れさせていただいております。これは事前に皆様に郵送させていただきました資料4に、○、△、×を記載させていただいたものを、新たに差しかえさせていただくような形になります。

続きまして、資料5。こちら左上に、他市の市民参加条例に見られる事例ということで、これは事前に皆様に送付はしておらず、本日配付させていただいたものです。

そして最後に、第7回市民参加推進会議の日程についての資料6。こちら本日配付させていただきました。

計、次第を含めまして7部の資料で本日進行させていただきたいと思いますが、資料が足りていないという方はいらっしゃいますでしょうか。

ありがとうございます。では、資料の確認は以上となります。

○会 長 じゃあ、議題のほうへ入りますか。

議題1、事務局からの報告は、別にありますね。

○事務局（L） はい、あります。

○会 長 お願いします。

○事務局（L） それではまず初めに、事務局からの報告といたしまして、事務局より2点今年度の市民参加推進会議について、事務局より報告とおわびをさせていただきます。こちら資料はなくて、事務局より口頭でご説明させていただきます。

1点目としては、市民参加推進会議、今年度の答申書の誤りについてご報告させていただきます。

1月の12日に、会長及び副会長より、市長に市民参加推進会議の平成28年度版の答申書を提出させていただきました。しかし、その後、答申書の提言4ですね。こちらが市民参加対象事業とする箇所を市民参加事業というふうな形で記入したものを誤って市長に答申をしてしまいました。この部分についての原因としては、事務局側の確認調整のミスが原因となっております。解決策といたしまして、現在市のホームページ、図書館、情報公開コーナーに設置しております市民参加条例の今年度の答申書につきましては、訂正したものを答申の内容として配架しております。また、委員の皆様につきましては、訂正の部分について、文書にて郵送させていただいております。今後につきましては、このようなことがないようにきちんと確認をしながら議事進行を進めてまいりたいと思います。

2点目につきましては、今年度皆様より評価していただいた13事業に関する部分です。今年度皆様には、総合的評価、終了評価として8事業、中間評価として5事業の審議をいただいております。しかし、改めて今年度市民参加を実施した市民参加の対象事業を確認してみたところ、1点、公共施設等の総合管理計画、こちらを27年度28年度にかけて策定をしていたんですけれども、こちらが皆様にご審議していただく事業の中で抜け落ちてしまったということが1点ありました。本来であれば、

こちら今年度の答申として、中間評価の事業として盛るべきものを見落としてしまったということで、原因としては、きちんと市民参加対象事業として担当課より上げられていなかったことが1点と。その部分につきまして、事務局側が見落としてしまったということの二つの原因が挙げられます。今後につきましては、担当課等に市民参加対象事業をきちんと周知するとともに、事務局側でも総合計画の中に今後作成をしていくべき計画等が掲載しておりますので、その部分の二重のチェックをかけながら再度チェックをしていき精査していきます。そのため、今回外してしまった部分につきましては、皆様のご審議をいただけず大変申しわけございませんでした。今後は、そのようなことがないよう鋭意やっけてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会 長 それでこの公共施設等総合管理計画っていうのは、私たちの採点の評価には対象になっていないっていうことで、このまま行っちゃうっていうことですね。

○事務局（L） 済みません。こちらの事業に関しましては、今年度、中間評価を本来であれば送るべきものということです。その後につきましては、次年度、平成29年度に終了評価としての評価を受けるということになっておりますので、その部分については漏れ落ちがないように。来年度の評価。

○会 長 ということは、新しいメンバーで、僕らはやらないと。

○事務局（L） そうですね。来年度に終了評価を行うというような形になります。

○会 長 そういうことですね。はい、わかりました。

○事務局（L） 以上で議題1の事務局からの報告は終了いたします。

○会 長 じゃあ、2番目の議題でいいですか。

○事務局（L） はい。質疑等がありましたら。

では、2番目の議題に移らせていただきます。

○会 長 ここで報告ということになっているんですね、私はね。市長に対する答申書を渡したことに對して報告をするということですね。

○事務局（L） そうですね。

○会 長 皆様のお手元に既にこの写真入りの、メールでもって皆さん見たときは実はカラーでしたので、これ見てちっちゃいんですよ、これね。カラーのほうがBさんきれいだったよね。これは、この出ている部分は、市の広報に出たのをそのまま載せたということですね。

○事務局（L） はい。

○会 長 1月の12日に市長と面接いたしまして、答申書を渡すという儀式を副会長のBさんと私と、それから支援課のLさん、それから課長と、行かなかったっけか、Kさんは。

○事務局（K） はい。

○会 長 じゃあお二人でしたっけ。

○事務局（L） はい。

○会 長 あと、カメラマン1人と。

○事務局（L） そうですね。

○会 長 とりあえず、中身についてここに出ていますけれども、この4点を私のほうから口頭で念を押すというか、職員のヒアリングの件と、それから中間評価について点数をつけたらどうかということで、これは再度検討する事項ですよということと、パブコメのゼロ回答について。これはもう各担当課に猛省を促すという話と、それから各上がってきた事業に携わる職員に対して、事前に研修をきちんと行わないと、よくわかっていないで出してくる部分があるという、この4点について答申書の中身をかいつまんで懇談をいたしました。そんなところですね。何か質問があれば。

Bさんのほうから何かないですか。

○B委員 もう私は何も。

○会 長 忘れたよな、1月で。

○B委員 出る幕がありませんでした。

○会 長 出る幕はね。確かね、副会長も何かおっしゃったんだよな。

○B委員 いやいや。もう。

○会 長 何か子供とか女性の問題で何かおっしゃらなかった。

○B委員 いや、一言もお話する隙もなく。

○会 長 答申書お渡しした後、ソファーに座って、市長はやっぱり白井弁を使って、何とかだべえみたいな形の言葉を言ってくださって、非常に親しいお話ぶりでちょっとうれしかったですよね。

事務局で何か気がついたことあります。

○事務局（L） 答申書を1月12日にご提出いただいた中で、資料1のほうにも記載させていただいてはいるんですけども、答申の提言を受けて、それを各庁内に提言に関する対応について、各課、庁内に周知をさせていただきました。

その主な留意事項として、1点目として、提言のあった情報公開コーナー、市ホームページ、図書館での3カ所の情報共有というものを今後もより推進をしていきまして、それ以外にも市民への市制の参加意識を高めるための、さまざまな手法の実施後の情報の発信をより強化することということですね。

あともう1点が、提言3にかかわりますパブリックコメントへの意見提出がゼロ件であるため、市民への参加意識をより高めていく必要がある。そういうことから、さまざまな媒体と工夫を持った市民参加の実施前、実施中、実施後のあらゆる機会を活用し、市民への一層の情報発信を行うこと。この2点について、市民活動支援課が市長を通して、市民参加の実施状況に対する対応について通知をさせていただきました。

この通知内容の取り組み状況につきましては、次回の会議の際に市民参加推進会議内で報告させていただきますというようなことを庁内各課に周知をさせていただきましたので、今後はそれに向けて取り組みをさせていただければというふうに考えております。以上です。

○会 長 課長。

○事務局（J） 済みません。あわせて、これ市長名で職員には通知したんですけども。

○会 長 資料1ですね。

○事務局（J） 資料1ですね。

○会 長 皆さんのお手元にあるこの資料1が、この2点について市長のほうから特に回答があったというか、やったよという報告ですね、これね。数値を調べるというの。

○事務局（J） あと、あわせて庁内で1カ月に一度なんですけれども、部課長会議というのがございまして、2月の頭に実施した会議で、直接そこで答申の内容を紹介させていただいて、今後取り組みについては随時お知らせしますのでという伝達は直接行っております。今、Lのほうからも申し上げましたけれども、具体的に、答申1についてはこうで、2についてはこうでっていうことを、また改めて次回以降に報告させていただきたいと思います。

○事務局（L） はい。ご報告させていただければと思います。

○会 長 よろしいですか。はい。

○D委員 四つ答申があった中で、3番目は努力してもらうこと、4番目は市民参加の研修を担当課で導入できること。そうすると、1と2がヒアリング対象の実施の拡大を本当にするのかということと、中間評価を見直し、終了評価で重点化というのも平成29年から行うっていうことでいいんですかっていう確認だけをしたくて。

○会 長 いいのです。この中間評価の見直しについては、ここで決めて、次年度の委員さんたちに申し送りをしようということで、ここにサンプルを皆さんに送ってあったと思うんです。

○D委員 資料2ですね。

○会 長 ええ。この見開きのところですね。資料2の見開きのところに。これは事務局のほうから詳しい。

○事務局（L） はい。説明のほうは。

○会 長 これ私、市長と面接のときに、数値的な部分の評価はしたくないんだっていうお話をしたんです。そしたら事務局のほうで、こういう変更後という形を出してきてくださったので、言ってみれば数字で評価をするのではなくて、コメントで評価する。何だっけ、あれを。

○事務局（L） 恐らく定量的な評価から定性的な評価へという。

○会 長 そうだ。定量と定性か。

○事務局（L） 定量と定性ですね。

○会 長 ということで、こういう形にしたらどうかという。きょうは皆さんに対するご提案にもなるんですけども。いいですか、D委員、そういうことで。

○D委員 わざと確認しただけです。

○会 長 後でこの資料2のほうをこれでいいのかわかるっていうことを、説明は事務局のほうからあります。

○G委員 一つよろしいですか。市長さんから各部課長さんへの文書というのは、今回が特別なんですか。それとも毎回、毎年毎年出ているんですか。

○事務局（L） こちらの各課等長への通知につきましては、毎年度答申があった際に、このような形で対応していただきたいという通知を毎年度出させていただいております。

○G委員 ありがとうございます。

○会 長 ほかになければ、議題の3、中間評価の見直しについてに入りたいですがよろしいですか。  
よろしく申し上げます。事務局のほうから。

○事務局（L） それでは、議題3の中間評価の見直しについてということで、事務局より資料等のご説明をさせていただきます。

資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

中間評価の見直しということで、(1) 中間評価の見直しの方向性についてということで、先ほどD先生あるいは会長のほうからお話がありましたとおり、平成28年度の答申の中で、提言2として中間評価を見直し、終了評価に重点化させるべきというような提言がありました。その中身を、こちら四角い部分で囲ませていただいたものの中に全文を記載させていただいているんですけども。

1点目としては、中間評価というのは、事業の途中の段階でどうしても部分的な、途中までやった部分の取り組みの評価としか評価ができない。そういうことから、終了評価と評価点数がどうしても低くなってしまい、コメントによる評価は適さないのではないかというようなご意見がありました。その中で一方、途中段階での評価結果というものは、これからどんどん継続していく事業の中では、これからの取り組みに反映させていく、そういったことをきちんと、そういったコメントによる評価を通じてアドバイスをしていくというような利点があるというご意見がありました。

そのため、下の黒く着色されている部分が、これからの中間評価は、評価点数による定量的な評価から、コメントによる定性的な評価へ見直しをする必要があるのではないかというような、答申による提言をいただきました。そこで、中間評価の見直しの方向性につきまして、この第6回会議の中でお時間いただきまして、委員の皆様と一緒にご確認、ご調整をさせていただきたく事務局のほうで案を作成させていただきました。

それが2番の中間評価の見直し・変更案についてということになります。

こちら、表といたしまして、変更前と変更後。どのように中間評価を変更して、見直していけばいいのではないかとこのものを事務局としては提案させていただきました。

まず、総合的評価における点数評価としては、これまで点数による評価を実施してきたものを、変更後としては、実質点数による評価は実施しないというふうに。

総合的評価におけるコメントの評価につきましては、これまで通常どおり実施してきたものから、より発展充実させて、簡単に言いますと、実施した事業とこれから実施する予定の事業の評価をかわりに追加をコメントで評価させていただくというような形にします。

最後の評価後の結果表記。これは広報紙に載ったりですとか、答申書のまとめの部分に載っています、◎、○、△、×でこれまで評価してきたものを。これを定量的な評価ではなく、表記を廃止して、コメントによる評価の実施というような形というふうにさせていただければと思います。

それを具体的に、これまで皆様から評価いただいた評価シートに反映させたものが、(3) 番の中間評価の見直しに伴う様式の変更となります。変更前の部分をごらんになっていただきまして、これは平成27年度から28年度というふうには書いてありますのは、今年度の白井市地域福祉計画策定事業を

モデルケースとして掲載させていただいたものとなっております。

この部分から変更をさせていただくというような中で、一番最初に左側のページを見ていただきまして。これまで総合計の点数と、各評価項目、それぞれ実施した市民参加の手法の数ですとか意見の取り扱い、あるいは審議会等、七つの市民参加の手法に関する部分について、それぞれ点数を入れて評価をしていただいたと思います。この部分につきまして、点数評価を来年度より廃止させていただきたいと思います。

続きまして、右側の変更後というページをごらんいただきたいと思います。

こちらが評価シートの変更になった部分なんですけれども、こちらも点線の四角で囲んだ部分をごらんいただきたいと思います。

ここの部分の中では、これまで実施状況について、コメントでの評価がされていなかったため、この中間評価における評価として実施状況。まず27年度、つまり今年度評価されるものの手法についてコメント、あるいは中間評価ということで、これ以降も市民参加のほうは当然予定されていると思います。この平成28年度、つまり来年度以降に実施する予定の市民参加の手法、つまりこれからの未来のことについて、コメントによる評価を委員の皆様にご記入していただきたいというようなことがありました。

この手法の部分についてなんですけれども、例えばこの地域福祉計画は27年度から28年度なので、28年度の、つまりこれから実施する予定の市民参加による手法の部分を仮に評価したとしても、残念ながら28年度中に実施している部分の中で、どうしてもそれを年度中に反映させるという部分は限界があるものです。

しかし、これを今後通して評価していただくことで、どういうふうに、例えば計画等をつくる場合に、どのような形で市民参加の手法を取り組んでいけばいいのか。あるいは2年間という期間の中で、このような市民参加の形態というものが、このような市民参加の手法を用いて事業を実施するということについての評価をいただくことによって、今後の未来に対する取り組み。今後市民参加を行うというような事業がある場合に、その事業をこの委員の皆様から評価をいただいたものを生かしながら、今後こういうふうに市民参加を進めていくことができますというようなことを、事前での職員研修等に反映させていただければと思います。今回このような形で27年度に実施した市民参加の手法と、28年度に実施する予定の市民参加の手法という二つの手法のコメントによる評価についての追加をさせていただきました。こちらが中間評価の見直しにおける変更点について、事務局側から提案させていただきます。中間評価の見直しにつきまして、皆様の忌憚ないご意見等いただければと思います。以上で説明を終わりにします。

○会 長 これは、答申に沿った具体的な変更例ということで事務局で出させていただきました。何かご意見。なければこれで決定して、次年度の委員に申し送りで行いたいと思いますが。これで中間評価の矛盾が多分解消されるんじゃないかと。もう中間の評価で100点近くになっちゃうっていうばかばかしい点数制度がなくなるんじゃないかなと私は思うんですよね。一応答申の中にも、定量的な評価から定性的な評価へ見直すというふうに答申をいたしましたので、それが形としてこの変更前、変

更後のこういうふうな様式になろうかなと思います。

何か意見がなければ、これで決定したいんですけれどもよろしいですか。

○G委員 ちょっと質問よろしいですか。

○会 長 はい。

○G委員 基本的にこれでよろしいんじゃないかと思うんですけれども、例えばこれは去年の11番を見ていると、評価対象は審議会の設置とその他の方法の二つありますけれども、これ二つとも実施した分にも入っていると思ってよろしいんですね。

○事務局（L） 評価対象。

○事務局（J） 手法の種類。

○G委員 ですから、ことしの報告書なんですけれどもね。審議会とその他の方法があつて、これが2本立てで入っていたものを評価するという。

○事務局（L） そうですね。既に実施されたものにつきましては、点数による評価はしないんですけれども、コメントによる評価を変わりなくしていただければというふうに考えております。

○G委員 ちょっとしつこいんですけれども、今の11だと2個なんですけれども、その市役所の庁舎整備だと、もろもろ項目ありますよね、事項が。だからその事項ごとにコメントつけるのかなと実は思ったものですから。

○会 長 ああ、なるほどね。

○G委員 どちらなのかなと。確認だけです。つまり今回の答申の9番で行くと、4個の項目があるんですよ。

○事務局（L） はい、そうですね。

○G委員 その4項目について、それぞれコメントを書くのか、枠があるのか。それとも4項目まとめてコメントを。

○会 長 まとめてになっていますね。これ変更のほうはね。

○G委員 いずれにしてもそれでいいんですけれども、そもそも確認だけです。

○会 長 ということは、これやっちゃうと点数の割合が入っちゃうので、全体的なつかみでもってコメントを出そうと。

○G委員 そういうことですよ、考え方はね。

○会 長 という考え方でつくられているということで。

○G委員 わかりました。はい。私は賛成です。

○会 長 はい。

○H委員 ちょっといいですか。点数制をなくすってことですね、簡単に言ったら。簡単に言ったらそういうことでしょう。これ長々書いていますけれども、点数制を廃止してこの部分を広くして、この文言から評価するということでもいいんですよ。

○事務局（L） そうですね。

○H委員 そのときに、僕は7月までなんで、もうあれなんと言うんですけれども、文章だけで評価

を出すときに、その基準とかはつけておかなくていいんですか。文章は人のとり方とかもあって、もちろん、だめ、いいぐらいの判断はつくと思うんですけども、微妙なところですよ。微妙なところとか、そういった文言が出たから点数でっていうふうだったのかなと、僕は今までそう思っていたんですけども。それを文言の評価だけにしてしまうって、果たしてよりよくなるのかなっていうのが。何かそれ返答があるんだったら教えてほしいかなとちょっと思っていたんで。

○D委員 中間発表だから、まだ終わっていない事業について、基準と望ましい基準の二つの指標があるから、その指標についてコメントすればいいっていうことでよろしいんじゃないですか。

○H委員 それで、そのコメントをこの文章だったら、将来的に生かしていくということなんでしょう。ということは、ある程度中間段階で、100点とかそういうのではあれですけども、例えば50点とか点数をつけなくても、このものがどの位置にいるのかさえわからないっていうことにもならないかなと思って。

○会 長 わからないですよ。だってアンケートをする予定だとか、パブリックコメントをする予定っていうことで向こうは出してくれていますから。ここは点数つけようがないですよ。ただ、点数制が入っていると、予定もできたものとして点数をつけ加えなきゃならないんですよ。

○D委員 変な話、実施したものについては基準があるから、それ点数つけられますよね。でも次年度のことについては、こういうことをするならこういうことも踏まえてやってもらいたいってやるしかないですよ。ということですよ。

○会 長 そうです。

○D委員 それも28年度だったら、例えばパブコメだったらパブコメの基準があるじゃないですか。ほかのものについては、こういう基準が満たされてなかったから、パブリックコメントについてはこういうふうにすることが望ましいと考えられるみたいなことを書けばいいということじゃないですか。

○会 長 そうです。そういうことですよ。

○G委員 おっしゃるように、実施しているものについては、事前の評価基準があるわけですから、3割以上とか5割以上とか。そのことを物差しにして評価すればいいし。あと、これから予定のやつは、多分ここで行くと、パブコメと意見交換会の二つですけども、もっとほかのこういうことやつたらいいというようなことをコメントすればいいだけの話だと思いますが、いかがでしょうか。

○会 長 そういうことになりますよね。

○H委員 いいじゃないですか。私はその文章っていうところの点数を廃止して、点数にも恐らくいいところはあったはずなんです。だけれども、その理由が将来的にっていうようなことだったので、果たして文章を見ながらどうやってっていう、ちょっと心配だったただだったんで、その委員の方々が大丈夫だっておっしゃるのであれば、私はいいと思います。以上です。

○会 長 じゃあ、いいですか。ほかになれば、これ皆さん読んでこられているっていうのが前提になっていますので、改めてのということがなければ、このまま行きたいと思います。

これに決定します。

○B委員 済みません。もし問題であるならば、例えば点数じゃなくて、最初のところにも変更前の◎・○・△・×っていうのがありますよね。大体おおまかに四つ。それで、あまりにもできてなさそうっていうのは、例えば△をつけるとか。

○会 長 もうね、それやめたほうがいい。また面倒くさいことになるんだよね。

○G委員 多分それ数字がベースの印だから、数字をなくすっていうことはそれもなくしたほうがいいんじゃないかと思います。

○会 長 数字でのランクづけの○×になっているから、使えないんだよね。

○G委員 というような気がします。

○会 長 いいですか。

○B委員 はい。

○会 長 そういうことで、中間評価の見直しについては、そういう形で決定しています。

4番目。市民参加条例の見直しについて検討。資料3、4、5。これ事務局のほうからの説明が入りますね。

○事務局（L） はい。説明をさせていただきます。

○会 長 資料3。

○事務局（L） それでは、資料3、4、5と右上に書かれている三つの書類について、ご説明させていただきますと思います。

では、白井市市民参加条例の見直しということで、こちらにつきまして、今年度の議題の中で、まず市民参加推進会議と市民参加条例の見直しについての関係性から。なぜこのような議題を設けさせていただいたかを中心にご説明をさせていただいた後に、皆様のほうで今後、より白井市の市民参加を改善していくためには、どのようなことが必要なのかというものをご審議いただければと思います。

それでは、資料3、4、5というふうに配付させていただいているんですけども、資料3に沿いまして、私からご説明させていただきます。

まず1番目として、白井市市民参加推進会議と白井市市民参加条例の見直しについてです。市民参加推進会議は、ご存じのとおり市民参加条例の第25条の中で規定させていただいております、市民参加推進会議のいわゆる諮問に対する答申を行っていただく議案となっております。その中で市民参加推進会議は、今年度は市民参加の実施状況に対する総合的評価というものを1月の12日に提出していただいたんですけども、こちらこの市民参加条例の見直しに関する事項という部分が、こちらも調査審議していただくような対象となっております。

その中で、約2年前の平成26年の7月に、市民参加推進会議第4期の委員さんが始まる際に、市長のほうから諮問をさせていただいているのが、この市民参加の実施状況に対する総合的評価と、この条例の見直しに関する事項という部分です。今年度につきましては、第6回、7回、8回という3回の会議におきまして、この市民参加推進会議の中で、この条例の見直しに関する事項について答申をいただきたく、このような形でさせていただきました。

続きまして、現行の白井市市民参加条例の問題点についてご報告させていただきます。当初白井市

の市民参加条例は、県内でも初めての条例ということで、平成16年6月に制定され、制定当初は非常に先進的な内容であったというふうに捉えております。しかし、制定から12年という月日が経過して、その間に条例に関する見直しをこれまで行っておらず、その間他市においては先進的な市民参加条例というものが定められるようになってきました。今後、制定後、社会環境等も変化しつつあることから、白井市の市民参加条例の見直しについて検討を進めていっているような状態となっております。それを踏まえまして、昨年度平成27年度の取り組みといたしましては、第7回会議のときに市民参加推進会議におきまして、委員の方に他市の市民参加条例の内容について説明を行うとともに意見交換をいただきました。今後条例を改正せずに行ける、また条例を改正せずにすぐに改善できる内容につきましては、市民参加推進会議からの答申を踏まえ、全庁的に改善を現在図っているというのが現状というふうになっております。

では、これまで市民参加条例に関する答申についてというものは、これまでの市民参加推進会議の中で、それぞれ市民参加条例の見直しに関する答申というものが出されてきたものをまとめたものが2ページ、3ページというふうになっております。

これは、これまでの市議会において、市民参加条例の見直しに関する提言をいただいた答申を平成22年度から4年分、答申をいただいているようなものです。その中には、例えば平成22年度の答申の1番としては、市民参加の推進のさらなる推進を図るために、実施機関について新たに固定資産評価委員会や農業委員会、選挙管理委員会など実施機関を拡大すべきではないかというようなご指摘をいただいております。また、平成23年度の答申の中では、条例改正により長期的に見直すべき事項という部分の中では、市民参加のさらなる推進を図るために、実施機関を拡大するとともに、対象事業を地域、環境に著しく影響を及ぼす公共施設などの事業を追加すればいいのではないかというような意見等もご提出いただいております。

それ以外の部分で、平成24年度の審議会に関して、審議会委員に占める公募委員、女性委員あるいは在来地域の割合が低い状態のまま横ばいが続いているというようなお話をいただいたりですとか、あるいは市民参加条例において、市民参加の手法として住民投票が規定されているんですけども、その住民投票を実施する条例が存在しないというような部分が挙げられたりしています。

そのような中で、平成25年度の答申の中では、今後の取り組みという部分の中で2段落目に書いてあるんですけども、今期の市民参加推進会議の議論の中で、条例制定当初の議論を大切にしながら、条例の適用機関や事業の拡大、あるいは条例の文言整理などの部分を積極的に議論をいただきたいというような答申のご提出がされました。この中で、この第4期市民参加推進会議の委員の皆様には、今後市民参加条例の見直しの部分に向けて、今後どういうふうにしていけば、より白井市の市民参加がより発展していくのではないかとご審議いただければと思います。そのような中で、ご審議いただく部分の中で、事務局より資料4、資料5ということで、二つの資料を準備させていただきました。

その部分について記載させていただいたのが、4ページの一番上のこれまでの市民参加推進会議で指摘・検討された意見一覧についてです。こちら、資料4参照というふうにして書いてあるんですけど

も、申しわけございません。資料4、資料5参照というような部分の中で付記していただければと思うんですけれども。これについては、次の説明でご説明させていただきます。

では、お手元に資料4、5というふうにあるんですけれども、まず最初に、資料4の見方の説明についてご説明させていただきます。

これから皆様に、この市民参加条例の見直しの部分において、そもそもどういう部分がこの白井市の市民参加において皆様が問題として思っているのかという部分をまず洗い出すのが必要ではないかと思ひまして、事務局のほうでまとめさせていただいたものがこの資料4という形になっております。この資料4は、これまでの平成22年度から平成28年度、つまり第3期と第4期の委員がご審議いただいた中で、指摘・検討・答申というような部分であるんですけれども、この市民参加推進会議で議論されてきた中で、その市民参加のいわゆる問題点について指摘・検討された意見を一覧にまとめさせていただいたものになります。

表の一番上を見ていただきますと、指摘・検討・答申というふうな形で記載させていただいています。指摘というのは、市民参加推進会議において個人の委員の方から、このようなことが必要なんではないかというようなご意見をいただいたものを、それぞれ項目別、アンケートですとか自治会に関する事、あるいは参加者の役割に関する事などの意見をまとめさせていただいたものになります。

真ん中の検討というものは、推進会議において、審議や検討、実際に皆さんで個人の単発の発言ではなくて、実際に皆さんで審議したものについて審議や検討を行ったものです。

そして最後の答申についてなんですけれども、これは市民参加推進会議の委員の皆さんから答申として意見をいただいたものの中から、このようなご意見がありましたというものを事務局のほうで抽出させていただいたものになります。

この部分につきまして、意見と現在の対応と件数というそれぞれ三つの項目に分けさせていただいております。意見というのは、皆様からいただいた意見を抽出させていただいたものです。現在の対応というものは、こちらがこの市民参加推進会議において受けた意見を市がこれまできちんとやっているかという部分の中で、○、△、×をつけさせていただいたものになります。

○としては、既に制度として取り組んでいる部分の中でやってきているものと、△というのは、制度としてやっている部分ではあるんですけれども、委員の中からきちんとやれていないというようなご指摘をいただいているものと、あるいは制度化には至っていないんですけれども、周知、啓発して事務局のほうで取り組んでいるもの。そして×というのは、まだちょっと現在未着手であるものという、○、△、×で記入させていただきました。この部分を中心に皆様で問題点の審議についてご検討いただければと思います。こちらが資料4のご説明になります。

続きまして、資料5をごらんいただきたいというふうに考えております。

こちらが、他市の市民参加条例に見られる事例ということをお持ちさせていただきました。これは、他市で既に市民参加条例を新しく制定あるいは改定している自治会の市民参加条例を14例ほど抜粋させていただきまして、その中で今後白井市において、資料4の中からご指摘いただいた意見について、類似あるいは市民参加条例に見られる規定というものを新たに記載してまとめさせていただいた

ものになります。

例えば、大項目、中項目という部分は、大項目というものは、資料4の中で委員の皆様からご指摘をいただいた意見について大項目を入れさせていただいております。その中でそれぞれ、例えば中項目を見ていただきますと、パブリックコメントへの実施に関する規定の中では、他市の事例のほうがこういうような形で事例として挙げさせていただいている市がありますというものを記載しております。また、中項目の二つ目、パブリックコメントの期間に関する規程の部分では、他市の事例ではこのような文言を使ってやっているという部分のほうがあります。

そういったものをまとめさせていただきまして、いわゆる委員の皆様の見の中で、特に意見が多かったもの。あるいは他市の市民参加条例を見たときに、こういう先進的な事例を設けているという部分を抽出いたしまして、まとめさせていただいたものになります。これをごらんいただきまして、今現在白井市における市民参加において、若干足りていない部分、あるいは改正したい部分をご審議いただければというふうに考えております。

それで、他市の市民参加条例に見られる事例の部分に大項目と書いてあるんですけども、この部分について関連する条文を私のほうから発表させていただきますので、ご記入あるいはご記憶等にとどめていただければと思います。

まず、パブリックコメントについてなんですけれども、白井市の市民参加条例の中では14条から16条にかかるものではないかと思っております。

続きまして、アンケートが17条ですね。

また、公募委員に関しては11条。

情報公開に関しましては9条。

ヒアリングにつきましては、現在ありません。

大規模施設の整備計画の条例化については6条。

参加者の役割については5条。

市民参加の充実のうち、市民参加の機会の充実につきましては2条。

市民参加に対する意見の収集というものは、現在規定はありません。

そして、新たな市民参加の手法については24条。

そして最後に、市民参加の定義ということで、これが現在の条例でいう2条に記載しております。

端的にまとめますと、資料4というのが、これまでの市民参加推進会議の中で委員さんからご指摘をいただいた意見を、それぞれ指摘・検討・答申というものにまとめさせていただきまして集計したものです。

そして資料5というのが、その委員さんの意見をいただいた中で主なものについて、他市の条例はこのような形で規定しているというようなものをまとめさせていただいた。あるいは他市の事例の中で先進的な部分をまとめさせていただいたものが資料5というような形になります。

資料5につきましては、当日配付させていただいたという中で十分読み込みが不備な部分もあるんですけども、この二つの資料あるいは資料3を中心に、この市民参加条例の見直しにつきまして、

どういう部分が問題点であるのか、あるいはどのような形であれば今後よりよくなっていくのかについて、皆様からのご意見等を聞きながら、答申あるいは今後に向けた取り組みについてさせていただければと思います。大変長くなりましたが、事務局として説明は以上となります。

○会 長 じゃあ、質問から受けましょうか。

○G委員 よろしいですか。時間もあれなので。

○会 長 4時になったらちょっと休憩入ります。

○G委員 これすごいいい資料で、つくるの大変だったと思うんですけども。一つ単純な質問なんですけど、この資料4は、平成22年度から28年度までになっていますよね。

○事務局(L) そうですね。

○G委員 実は、答申は平成19年から出しているんですよ。だからその前のタイムラグというか、19から21年度までには、この文さらっと見ると関係するところありそうなんですけれども、それはどうしたらいいんでしょうというのが一つ。

○事務局(L) 済みません。

○会 長 はしょった。

○G委員 答申出したときに、後ろにつけましたでしょう。あれで見ると19、20、21も何かこう。例えば平成19年度のトップのときは、市民参加条例の対象範囲の見直しってズバツと出ているんですけども。こういうのがどうして入らなかったのかなっていうのが、それがまず一つ。あともう一つありますけれども、それはまたちょっと。

○会 長 どうですか。すぐ即答できる。今の19年度からの部分がないけれども大丈夫なのかと。で、理由。何で入れなかったのか。もう今クリアしちゃっているからいいやっていうのがあるのかもかもしれません。

○事務局(J) 済みません。これ会議録から拾っているという前提になるんですけども。

○会 長 19年度は会議録がないと。

○事務局(J) 会議の保存期間等で、そこの確認を今しますけれども、5年という基準が該当しているということであれば、5年間。ただ、何かデータとかでも残っていれば、それは保存に値しますので、その辺で22ぐらいからということで、とりあえずのところはさせていただいている。

○G委員 だから影響があるのかどうかわかりませんが、繰り返しですけども、今回答申にこれ巻末に入れていただいたんですけども、多分この見直しに必要なだろうと思って、3年間言い続けてやっと入ったんですけども、例えば3年間例にすると、平成19年市民参加条例の対象範囲の見直しっていうのが書いてあるんですよ。平成20年度は市民参加条例事業の範囲の拡大、市民提案制度の検討、審議会募集方法の改善。それから21年度実施段階、評価段階の市民参加の推進というのは、何か関連するかなと思われるものがあって、それでちょっと質問させていただきました。

あと、その次の二つ目の質問が、条例の改正に直接的に影響するものと、例えば基準とか運用の部分と分けられるんじゃないかと思うから、それも整理しないと議論進まないかなと思うんです。これが二つ目です。

○会 長 確かにそうです。条例として変えなきゃならない部分と、改良すれば、前にありますけれども、それで済む部分と分けていかないと、まだぐちゃぐちゃになりますよね。

○G委員 せっかく今までまとめていただいたのに、次の作業として何かあるのかなってというのが二つ目ですけども、まだそこまでいかないと、見直していただけるならまた入れたほうが。重複するから削除したらそれでいいんですよ。

○会 長 はい。

○G委員 その後もあるからいいですよというならそれでいいですよ。多分、対象範囲の見直しなんかずっと出てくるんですよ。

○会 長 そうですよ。

○G委員 だからつくる人がって気がちょっとしたものですから。

○会 長 ちょっと待ってね。何か事務局のほうで。

○事務局（L） そうですね。G委員よりご指摘のあった中で、この資料の中では22年度以前の資料については不足している部分があります。その部分の中で、先ほど課長がおっしゃったような会議録の保存期間の部分もありますし、あとは今回22から28というふうにさせていただいたのは、第3期、第4期という部分の中で、平成25年度の答申の第3期の議論を通した中で、その時期に条例の見直しの部分は持ち越しというような規定があることから、今回その第3期分、第4期分についてまとめさせていただいたものを今回ご提示させていただいたような形ですね。

○会 長 じゃあG委員、もし気がついたことがあったら、こっちのほうへ19年とか20年をフィードバックしたらどうですか。これ入れるべきだっていって。

○G委員 ていうか、ダブっているんですよ、これ。

○会 長 提案してもらえばいいんですよ。

○G委員 ですから、直接この委員会がタッチしたってことで整理しましたってこと、それはわかりました。多分、対象範囲の見直しなんていうのはダブっているから、見なくてもいいのかもしれないですね。

○会 長 ということは、見直しされていないってことなんだよね。28年度までね。

○G委員 いや、それか、もっと広めろもっと広めろというのが出てきているのか、どっちだかわかりませんが。わかりました。つくり方の考え方。

○会 長 じゃあ、F委員、何か。

○F委員 ここで幾つかの市が出ていて、流山市っていうのも出ていますけれども、ちょっと正確でなくて恐縮なんですけれども、流山市も自治基本条例以外に市民参加条例っていうのを別に定めていて、その別に定めている市民参加条例に書かれていることなのか、自治基本条例に書かれていることなのか、わかったら教えていただきたい。

○事務局（L） 今回挙げさせていただいたものは、全て自治基本条例ではなく、市民参加条例というような部分の中で記載させていただいたものになります。その中で、流山市では市民参加条例というものを規定してまして、それが平成24年ですか、改正がありましたので、その部分については新

しいものとして記入させていただきました。

○会 長 だから基本条例じゃなくて、参加条例そのものを対比してるということでもいいんですね。

○事務局 (L) そうですね。

○会 長 E委員。

○E委員 これ、他市の市民参加条例ですか、事例ね。結構いろんな市ランダムに選んでいると思うんですが、これ何か規定みたいなのがあったんですか。北海道もかなり入っていますよね。北広島市とか、土別とか。何かあれがあったんですか、選ぶ基準みたいなもの。それともランダムに。

○事務局 (L) 基準としては、やはりなるべく新しいものというような中で、インターネットで検索させていただいて抽出させていただきました。その中で、過去3年以内に条例を改正したものが3条例ですね。過去5年以内に改正したものが7条例。それ以前っていうふうに、ちょっと古い情報になってしまうんですが、それが4条例ということで、それを全国の市民参加条例のものを抜き出して記入させていただいたものになります。

○E委員 そうすると、たまたま北海道に三つか四つぐらいあったってことで。

○事務局 (L) そうですね、はい。地域別で分けているというわけではないです。

○E委員 了解しました。ありがとうございます。

○会 長 とりあえず資料5っていうのは、きょう初めて皆さん、私も含めてなんですが、目にするので、これ今ここで審議するというのはちょっと無理があるかなと。

○E委員 いや、でも調べるの大変だったなと思って。

○会 長 これは大変な資料だと思うよ。

それじゃ、4時になりましたので休憩入れたいと思います。10分間。4時10分から再開します。

(休 憩)

○会 長 始めましょうか。

会議の進め方ですけども、どういう形で持っていきましょうね。さっきちょっとありましたように、条例そのものを問題視して変えていく部分と、現在ある部分で何とかなりそうな部分をこの中に入れていく考え方と二つあるってありましたけれども、きょうはどういう形での議論を重ねていきましょう。C先生、何かうまいあれはないですか。

○C委員 よろしいですか。

基準のほうがわかりやすいと思いますので、基準ということもありますけれども、恐らく前のこと知っている、何人かの方しかいらっしやらないですけども、恐らく条例のところでもお話をしたとか、実際に反映されていないんですね。多分、条例改正ないはずですから。なので、そこがどうなったかっていう。だから結局、こっちで答申したものがどう反映されたかっていう話が、まず最初かなというふうに思うんですね。実際こっちは答申したけれども、そのままほったらかしっていうこともあり得ますので。だからそれを一応確認をした上で議論したほうが、実際言っても意味ないじゃないかって話になる気がいたしますけれども。

ちょっと私が気づいたのは、先ほどG委員がおっしゃっていたように、実施機関の拡大っていうの

は、何度も何度も、恐らく我々次の2期目で終わる人たちが言ったところなんです、結局そこで条例改正されずに、恐らく逐条解釈のところ、ここはやっても意味がありませんっていうのを3ページのところで、こちらの逐条解釈のほうであまり意味がありませんって話が載っているわけですね。これってそれを受けて書かれたのか、そのときにさらに意味がないんだったら、たしか市長、教育委員会及び水道事業等にしたほうがいいんじゃないかっていう議論をしたと思うんですが、その反映がどうなっているとか。いろいろ当時出されたものに対する実際の答申も、恐らく最初はAさんではないんですが、Aさんの次に会長にお願いして出している部分は変わっていないということに関して、これはどうして条例の改正案を提案として出されなかったとか、あるいはこの部分はどのように市側として考えられたかという見解をまず聞いた上で、ぜひみんなの意見を聞いたほうがいいんじゃないかと。

そして実際に我々の答申の効力に関して、実際通常は最大限に尊重するものであるという、その答申の効力っていうのもある場合があるんですが、25条の市民参加推進会議っていうこの附属機関のこの答申の効力も確かにありませんので、そういう意味では、市長が最大限、附属機関と諮問機関なので、最大限に尊重するものであるとかっていうふうに書いていただいたほうが。ほったらかしにしてもいいわけですからね、確かに。そうですね。ほったらかしにしてもいいわけですからね。ですから、そういうことも含めて市民参加推進会議の位置づけをもっと強くするのか、あるいはそうしないのかということも含めて、これは条例改正よりも組織の問題かもしれませんが、そういうことも含めてある程度議論したほうが、次の方々にとっていいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○会 長 どうしようかね。僕も一つ喉に詰まっているというか、今回、答申出しましたけれども、結局給食センターの問題なんですよ。これ土地を買ったり建物をつくったりすることで、議会では議論しているんです。この給食センターについては、ただ、この住民参加条例に基づいた事業としてこちらのほうに上がってないんですよ。それが、そういうことが可能なのかなって。抜け道じゃないか。しかも、かかるお金が億を超えちゃっているんですよ。土地だけでも5億ぐらいかな。それで建物も何かランニングコストを入れると40億ぐらいかかるみたい。まだ曖昧模糊として、議会でもはっきりしていないような問題が市民の中に全然行ってない。そういうふうはどういう基準でもって僕らの事業としての採点というか、市民の目を通した部分に事業がかかわってくるのかっていうのがわからないですよ。向こうで勝手に上げてくる。だから歯科口腔何とかとか、僕らに対して関係のないことまでも採点させられて、肝心の莫大な予算を伴うような事業が、市民条例に基づいた形として答申してくれていうことで、事業として上がってこないという。そこら辺が、先生、どういふふうになっているのかなと思うんですけどもね。

○C委員 これは25条の解釈で、実際に推進会議は次に係る事項について第2項になっていますけれども、2項の調査審議するところの部分ですよ。だからその位置づけも含めて、これ条例改正する必要はないと思いますけれども、やはり内規のあたりで、今のA会長の話であれば、給食センターの話がないのであれば、こちらから提案して自分たちで審議することもできるように。と

というような推進会議の運用形態をみんなで上げるというのも一つの方法ですね。

○会 長 こういうことに疑義があるので、全部どういう討論をして、どういう審議会を設置して、費用なんかどのぐらいかかるのかということ、逆にこっちで指名をしてそれを出してみると。この推進会議でそれを討議したいからっていう逆提案。

○C委員 これは、25条の第8項のほうに、必要な事項は規則で定めると書いてあるので、そういう話も大丈夫だと思います。一方的に諮問されるだけではなくて、むしろこちらのほうからも今おっしゃったように、わかりやすく言うと、手を挙げるということも可能なようにするというのはできるかと思えます。

○会 長 というのは、抜け穴にしているんですね。学校関係者だけの事業だから、これは市民全体の事業ではないということで、市民一般に公にしなかったんですね、前の教育長が。それで議会でもすったもんだして。だからそれはもっと市民サイド。しかも市の会計監査が、このままこういうふうな予算のやり方をしたら5年以内に夕張市に転落すると。債務超過になるっていうことを議会であって、かなりのインパクトなんですよ。それも議員さんは、ただざわめいただけで通しちゃっているんですよ。だからそこら辺のところは全く見えてこない。

○C委員 よろしいですか。難しい話なんですけれども、例えば、今の話だけでは、第2条の第5号に市長、教育委員会及び水道事業と書いてありますので、給食センターだとしても、これは当然市民参加の話になるわけですよ。

○会 長 はい。かかると思うんですけどもね。

○C委員 そのとおりですよ。

○会 長 ただ、僕らはこういうふうに項目でこれやってくださいっていうだけで、今までずっと来ていますよね。こちらが逆にそういう事業について、市民参加条例に基づく事業のチェックをしたいんだってことは今まで1回もないんですよ。僕6年間やったけれども、いってみれば支援課から話された問題だけの審議をしてきた。市民条例に抵触するかどうかをチェックし点数をつけてこの事業が合格か不合格の採点をするっていうのが、この我々の会議だというふうにならざる言われ続けてきたんですが。今回、C先生も一緒に6年間やってきてよくわかると思うんですが、やっているうちにだんだんそういう、おかしいじゃないかと。大きな事業があるのに、我々の審議にかかってこないような事業があると。

○C委員 おっしゃるとおりで、推進会議もこの位置づけっていう問題がありまして。

○会 長 言われたことだけやればいい審議会なのか、ここは。

○C委員 おっしゃってる通りだと思います。

○会 長 逆に、そういう事業を僕らに見せないのはどういうことかと。逆提案するような条例改正をもしできるなら提案したいんですよ。

○C委員 結局、市民自治法の138条6の4の第3項というのがありまして、こちらの附属機関っていう位置づけが、市長の諮問機関なんですよ。

○会 長 そうですね。市長から諮問受けていますからね。

○C委員 ただ、今は市長の諮問機関ではありますけれども、まだまだ四つぐらいの可能性がありまして、もう一つは議会側から見ていくと。市民参加の対象事業を選ぶケースの場合は、議会側から実際に審査してくださいという話もあるでしょうし、その委員。委員たちが自分たちで提案してこれをしてほしいというケースもあるでしょうし、逆に市民のほうがちらのほうに持ってきてこれを審査してくださいという、この四つの可能性があると思うんですけれども。だからこのような四つの可能性を含めて、この例えば市民参加推進会議、確かに附属機関ではあるけれども、そういうような機能をもってやってもらう。これ議会が承認する話ですから、議決しますから、そのもとでやるということが一つはあります。ただ、先ほどおっしゃったように、行政のお墨つきみたいなそういう話になると、市長の言いようになってしまうので、その市長の考え方であるとか、市長の提案。市長が議会に提案するので、その部分がありますけれども、それをどう答申するかですよ。

○会 長 市長が議会で出さなきゃそれっきりですからね。

○C委員 そうです。ですから答申の位置づけっていうのが明確ではないっていうので、先ほどG委員もおっしゃってましたからね。ほったらかしにすれば、それでおしまいですから。

○会 長 改善はされていますよね。ワークショップをわかりやすくしろだの何だの。大分改善はしてきたと思うんですよ、この会議の中で。ただこの市民条例をもし直すとすれば、もうちょっと突っ込んだ形でいかないと、出てこないんじゃないかなという気がするんですけれどもね。

○C委員 そうですね。たった一字入れるだけでも厳しいのは、25条の第2項で、推進会議は市長の諮問に応じ次に係る事項について調査審議するってありますね。こうなると市長の諮問なんです。A会長おっしゃったように、市長から出てくるだけになっちゃうので、市長の諮問等にしちゃうと、これ多分嫌がると思うんですけども。あるいは規則に定めるところに、こういうこともできますよというふうに書くという二通りがあるんですけれども、条例本文に市長の諮問等と書いてしまうと、かなりいろんな人の意見が入ってこれるので、そういう風に入れるというのはあります。

○会 長 この2条の4号で、前3号に係るもののほか、市民参加の推進に関する事項って、これは市民参加の推進に関する事項だからって言って、委員会で取り上げるって言うことは、この条項でできないんですかね。

○C委員 いざとなったら市長の諮問だからというのがあはずなんですけれども、もう規則の中で逆に定めれば、こういうこともできますよって言うことを定めれば大丈夫だと思います。

○会 長 ですよ。

○事務局 (K) 会長よろしいでしょうか。

○会 長 はい。

○事務局 (K) 今、この市民参加推進会議という位置づけだとか、効力的なものをどうしようかというお話が中心にありましたけれども、その前に市民参加対象事業から漏れ落ちてしまっている事業があって、これが大きな問題であるというようなご指摘があったと思います。今回を含めて残り3回の会議の中では、市民参加条例の検証、見直しに関することというのがメインテーマになってきますので、今の漏れ落ちがあったということのテーマからすると、条例の第6条の規定でいけば、漏れ落

ちが生じてしまっているならば、第6条をどういうふうにしていけば漏れ落ちないかというようなものが、条例改正をどのようにするかとか、あるいは条例改正が必要かというようなことになってくると思うんですね。第6条に匹敵する他市の市民参加条例に見られる事例という資料5を見ていただきますと、資料5で行くと、大規模施設の整備計画の条例化というのが、第6条に当てはまる部分になります。

○会 長 第5条。6条ね。ああ、これですね。

○事務局 (K) 大規模施設の整備計画の条例化という資料5のところを見ていただくと、自治体によっては、事業費が幾ら以上というふうに書いてあるところもあったり。

○会 長 ああ、5億円以上とかね。

○事務局 (K) はい。

それから、この市の場合ですと、公共の用に供される大規模な施設という表現が、白井市の場合ありますけれども、例えば広く市民が利用する市の施設だとか、市の施設の設置だとか、いろんな自治体によっては表現が違って来るんですね。この微妙な表現の違いによって、漏れ落ちがなくなるということもあるでしょうし、そういったようなことで条例をこのように細かい部分だけでも変えていけば、今までの問題点は今後は起きないだろうと。こういうような議論というのが今回と次回、求められてくると思います。

○会 長 他市でもやっているじゃないかというのが一つの武器になるからね。

○事務局 (K) そうですね。

○C委員 よろしいですか。実は、言われれば言おうと思っていたんですが、第6条のお話が非常に整合性がとりにくいのは、やっぱり実施機関の問題、それと審議会の位置づけとか、やっぱりその執行機関の問題とかが結構あって、どこまで整理をしたらいいかっていうのが難しいとこだと思うんですね。なので恐らく前任者の方は、逐条解釈のところでもいろいろいっぱい書いているんじゃないかと思うんです。これは課長に聞けばいいのか、どなたに聞けばいいのかわかりませんが、この逐条解釈でどれくらいそういった制度的な変更が白井市さんの場合はできるかという運用ですね。例えば、条例そのものを改正するのはちょっと厳しいという話であれば、実際逐条解釈で変えていただいたら、そのように実際に運用できるのかどうかとか、そういう運用側の体制としては実際どうなのかという話なんです。

○事務局 (J) 済みません。ちょっと逐条解説の位置づけが。確認してきてもいいですか。この逐条解説を変えることによって、もっと細かくこういう詳細を入れ込めることによって、いろんな問題が解決していくっていう部分は多くあると思うんですけども。

○会 長 だから、その条例そのものを変える困難さっていうのは、今明らかになってきたと思うけれども、市長が認めない限り議会に出せないわけじゃないですか。こっちが何だかんだ言っても。

○事務局 (J) 逐条解説を変更する場合の手続きを確認していいですか。

○D委員 お願いします。いいですか。

○事務局 (J) いいですか、済みません。

○B委員 済みません。私たちが変えることの提案はできますよね。

○会 長 できる。提案はできる。

はい、D委員。

○D委員 資料4で、今まで私たちが会議の中で言ってきたことがある程度盛り込まれていて、例えばアンケートだったら結果の公表を行うっていうけれども、結果の公表を行うことはアンケートの部分だと何条になるかな、17条。

○事務局(L) 17条、はい。

○D委員 17条に基本的なことはもともと書いてあって、でも多分私たちが言いたいのは、どこに公表するかとか、いつぐらいまでに公表するかとかそういう具体的なことが載ってないからあやふやで、それを条例として載せられないなら、逐条解説で大丈夫なのかとかいうことが問題になるかなと思うんですけども。多分、基本的なことはある程度書いてあるけれども、具体的なものが条例じゃなくて解釈とかなので、そこをどう具体的に書いていかなのかなとも思ったりするんですけども、それぞれ。ある程度最低ラインは書いてあるけれども、それがいわゆる解釈が抽象的すぎて、どうとも読めちゃうから、それももう少し具体的によりよくするためには、その逐条解説でいいのか、条例のところに具体的なものを載せられるような提案をできるのかということじゃないかなって思うんですけども。さっきおっしゃっていた給食センターって言っちゃうと、給食センターばかりクローズアップされちゃうんで、だったら公共施設のこうこうっていうふうに、条件をどこかで載せられるのかっていうようなことが一番重要になるんじゃないかなと思うんですけども。

○B委員 私もこの資料5で、きちんと他市条項の新しい条文も載せていただいたので、それが私たちも何回も話し合っていた指摘の部分や検討の部分と、どうマッチングできるかっていうところをもう一度この会議で。

○D委員 何か具体的に載ってますよ。数字とか。

○B委員 ええ。

○D委員 でも、白井は最初つくったんだけれども、具体的な数字とか期間とかあまり載っていないというのが、逆にいえば特徴かなという気がしないでもないんです。そこのほうまで見つめられるかっていうところかなと思って。

○会 長 図書館になぜ出さないのって言ったら、忘れまして終わっちゃうんだもんね。

○B委員 それがちゃんと載っていれば、やっぱりきちんとやるでしょうね。

○会 長 忘れましてはねえだろうなんて言って。やっぱり3カ月以内にやるようにとか、なったりや逃げられないからね。

F委員。

○F委員 ちょっと今議論しているのとは、少しまた離れちゃうのかもわからないんですけども、ここに先ほど報告してくださったように、平成16年に白井市が市民参加条例をつくった時点というのは、北海道のニセコでどうのこうのとか、まちづくりをどういうふうにしていくのかという流れの中で、確かに多分そういうことっていうと、全国20本の指に入るぐらいの先進性があったように記憶して

いるんですよ。

だから市民参加だとか市民自治だとかそういうので、引き続き白井市が先進性を保ちたいと、これからはさらに進めようというスタンスにあるならば、僕は個別のこの市民参加条例を多少充実させるということも必要でしょうが、自治基本条例をつくるっていうほうが、それも一つの大きな選択肢ではないかなというふうに私は感じているんですよ。

ニセコとかが始めたときには非常に少なかったんですけども、今は自治基本条例をつくっているのは、全国の地方自治体の中で約2割を超えているんですよ。一般市の中では24%ぐらいまでになっていて、約4分の1ぐらいまでになっている。両方持っているところもあるんでしょうけれども、市民参加条例、白井市みたいなものを持っているところが約10%ぐらい。そういう意味でいうと、そこにとどまっているっていうことにするのか、さらに一歩進めていくという姿勢に立つのかどうなのかというのは、自治基本条例の問題は、非常に私は大きいんじゃないかなと一つは思うんですよ。

あとは、そのことは私たち委員の権限外のことなので、だから付帯意見みたいなふうにして述べられるのかどうなのか。そんなふうに私は考えていて、できれば付帯意見でも出せたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

あと、この間ずっと積み重ねてきている中で、細かいところを含めて大分、市のほうでも対応してくれているところもあるんですけども、ちょっと肝心なところで結構抜けているところがある。だから情報公開だ議事録の公開だ、いろいろ言っても、結局文書管理規程のほうが必ずしもちゃんと守られていない。それとかきょうも、きのうから見てびっくりしたんですけども、都市計画審議会というところが平成27年度に都市マスタープランを制定する議論をしてきているんですけども、都市計画審議会の議事録っていうのは、今現在載っているのは、平成26年の4月の頭まで。この2年間載せてないと。だから都市計画審議会の中で都市マスタープランの素案が提起され、議論され、もう決められたということがあるにもかかわらず、いまだに載っていない。2年間たっても。大体ね。

○会 長 以前もその話されましたよね。

○F委員 それはしてない。

○会 長 してなかったっけ。

○F委員 うん。そういう市民参加を進め、情報公開を進めるっていうのは、結構白井市のほうとしては市長も含めて打ち出しているんだけど、足元を見るとそういうところが結構随所にあるというか。この前言った、結構私も重要な指針だと思うけれども、白井市の経営の指針みたいな有識者会議を設置してそれを答申を受けて市長が決定したんです。それなんかも市長の決定だけに、答申は答申のままだと先ほどC先生おっしゃったように棚上げになっちゃう可能性もあるので、市長が決定したこと自身は、私は評価しているんですけども。だったら政策会議も含めてかけて、きちっと市の方針であることをさらに明確にしたほうがいいんじゃないかと私なんかは思うんですけども。市長が自分で決済して決めるということだけだったら、教育委員会の職員はそれに指針としてそのとおりやらなきゃいけないのかっていったら、必ずしもそれ関係には行政組織上はなってないじゃないですか。そういうのも含めて、何かちょっと変なとこで欠けているというか、ちぐはぐというか、そんな

感じがしている。ただ、その辺になると多少権限外のところも含んでくるのかもわかりませんが、

○会 長 私たちは、要するに諮問されたものについて評価をするという形で手を挙げたので、法律家だとか専門家として条例について詳しく読み込んで、基本条例とこの市民条例との違いは何かなんて言われたって、とんとわからないような部分でこの推進会議に私は来ているわけですよ。

もしそういうことで、いろんな部分で条例自身を基本的に変えるとなると、別にそういう専門家を集めて、僕らは外野みたいな形で参加をして、専門家でちゃんと法律的な部分でまとめてもらうような形でないと、これ太刀打ちできませんね。特に私なんかは法律を学んだわけじゃないので。

だから言ってみれば、いろんな作業をやる中で、これはちょっとおかしいんじゃないかみたいな形を、じゃあこれはこういうふうにしてみたらどうだ、あれはこうだっていうことで答申書に盛り込んでそういうふうになった部分もあれば、ほったらかされた部分もあるんじゃないかと今、話出ていますけれども。私たちができる、ここの推進会議としての役割みたいなものを考えると、条例そのものを変えていくだけの力量は、私たちに果たしてあるのかしらと。

○F委員 多分、事務局がいらっしゃるからいけると思いますけれども。

○D委員 毎回その話に行くんです。申しわけない。毎回そう言っても、とりあえずこちらでこんな感じにしたいっていうのを提案して、あとはプロの事務方の方に任せましょうっていう話で毎回終わるんです。もう一回、また同じ話に戻るの。

○会 長 どうしようか。

○D委員 だから。

○G委員 ちょっといいですか。

二つあるんですけども、一つは、きょうの議題は見直しについてですので、問題を戻すという趣旨で発言しますけれども。まず、せっかくLさんがつくってくれた資料を読んで、○・×・△ありますので、これがほったらかされたのか、可能だったのかを精査する必要があるんじゃないかと。まずこの三つ、指摘から検討・答申までありますけれども、まず答申のところは合意を得たものですから、これはもう一度校正してもらったらどうかと思うんですけども、一つ。

あと、これをしながら検討のほうとか指摘のほう、こんなこともあったねみたいなことで考えればいいのかなっていうのが一つです。

それとあと、具体的に条例の見直しで、例えば適用範囲の拡大っていうのが指摘されています。これ私も法律の専門家じゃありませんけれども、第2条の機関と、6条のこれ見れば、会長がおっしゃった給食センターかな、何で抜けたかはちょっと疑問なんですよね。6ページの逐条解説読んでもわからないんですけれども。だって例えばこれ公の施設の云々ってバーツと書いてありますよね。だから何で給食センター漏れちゃうのかなとわからない。

○会 長 恣意的に上げてこないということですよ。

○G委員 いや、それはちょっとまだわかりませんよ。そういう意見もあると思いますけれども。例えばそういうことならば、条例改正はする必要はないわけで、ここにさらに流山の文言入れて逐条解

説をさらに我々にもわかりやすくすると。誰が見てもわかるというような方法があるのかなど。

○会 長 だから、こっち側から提案する部分が、その中に入っていないわけですね。

○G委員 ですから、それはその次の話で、その次は今度、この推進会議の25条の話になるんですけども、言われっぱなしじゃなくて、こっちから逆提案するようなことを、アクションが起こせるような文言にならないかなという話は当然出ているんじゃないかと思う。そのことがもろもろ出た中で、提案の方向とすれば、会長おっしゃるように我々これじゃありませんので。これ去年の3月にMさんがつくってくれた、みんなの意見の表があるんですね。

○会 長 Mさんがね。

○G委員 はい。つまり第2条にも当然いろいろ実施機関を拡大したらいいんじゃないかとか、第6条のところ意見出ているんですよ。これをもう一回精査したらどうでしょうか。

○会 長 やりましょう。

○G委員 というのが具体的な話なんです。それで、今度は事務局との推進会議の関係ですけども、それをその条例に落とすのか、その逐条解説で説明するのか。それは事務局のほうでの選択になるんじゃないかと。だからこの条例をこういうふうに変更するというのではなくて、この条例についてはこういう考え方があるんじゃないですかという表だとこれ思っているんですけども。

○会 長 よく持っていますよ。僕もそれ。

○G委員 というのは、こういう意見を言ったんですよ、1年前。

○D委員 いつもここで時間切れで、次の評価になっちゃうんですよ。でも今回はそれが早く終わったから、やろうねっていう話だったと思うんです。

○会 長 そうそう。

○G委員 だから、去年は僕も意見出しましたし、当然入れてもらっていますけれども。各委員から出してもらったんですね。それでまとめたのがこれなんです。だから、これをもう一回やったらいいかがでしょうか。

○D委員 何を入れたいかってことですよ。その意見をみてそれを逐条でいいのか、条例にどう組み込むのか、ほかの市のをみて。

○G委員 つまり、その選択の前に、どういう関連意見があるかというのを全部これに入れちゃうんです。

○会 長 なるほど。

○G委員 それで、例えば2条は条例改正をしますか、それとももう一つは、その逐条解説を入れるか、無視するかみたいなものが出てくるんじゃないかと。そういう整理がいいんじゃないかと思いますが。

○会 長 この会議の中でできるのは、それしかないですね。

○G委員 そうだと思いますよ。

○会 長 ですよ。意見をとにかく集約して、どっちつけるかっていうのを事務局で判断して選んでもらうしかないでしょう。権限ないんだもん。

○事務局（J） 済みません。先ほどは、すぐに回答できなくて申しわけありませんでした。

逐条解説の変更というのは結論から言うことができます。ただ、やはり条文の趣旨を超えない範囲での説明の書き方。

○G委員 もちろんそうです。

○事務局（J） そうですね。であれば、そこを事務局が修正をして、それを庁内の手続きを踏んで、最終的には市長が判断。

○D委員 それで通っちゃうんですか。

○事務局（J） はい、逐条解説は。ただ、大幅に変更とかそういうことは、するんであれば条例改正をする形になります。

○D委員 逐条解説の変更というのは有効なんですか。解説変えても、結局変わらなかったら実際は意味ないから。

○G委員 だったら市のほうで。そしたらその次の話。まず教科書を考えないと。

○事務局（J） 職員はこれを見ながら参考にしていますので。

○会 長 なるほどね。

○事務局（L） そうですね。それを見ながら、例えば逐条解説が変更あった部分については、例えば市民参加条例、今後答申を受けて、条例に関する研修というのをを行う中で、今後こういうふうな気をつけてくださいというような、周知啓発によって伝える部分というもののその実効性っていうのも、ある程度は変えることによって出てくるのかなっていうのは、新しい部分ではありますね。

○G委員 Lさんは、これだけ頑張るから。そうだよ。

○B委員 他市のこの事例のやつは、割と具体的なのが結構書かれていると思うんですけども、それは白井市とはやっぱり扱い方が違って、全部がそういうふうに具体的になっているんでしょうかね。

○C委員 よろしいですか。

それって多分、条例のつくり方の問題で、一般的には、こちらの白井さんの条例のほうが普通だと思います。ただし最近では、手続条例っていいまして、かなり手続を売り込んだようなやり方をするものですから、そうすると、簡単に言うと、市民の方が入ってくるとそういうふうにしちゃうと、なかなかそれを守ってくれるっていうのが前提なんですね。やっぱり内規でつくと、条例ではないので古くさくなる。会長がおっしゃったようなものが出てちゃうので、手続条例が多いんですが、手続条例はやっぱり手続の問題、それを守らなくちゃいけないので、ちょっと面倒くさいっちゃ面倒くさいんですよ。時代が変わってくると、これじゃないっていう話になりかねませんので。そうすると、一般的な抽象的。要するに個別具体的な話じゃなくて、抽象的、一般的な規程を落とし込んで、細かいことは内規、規則とかでお任せしようというふうに変更できますから。だから白井の方の、市民の方の意識の問題ですよ。

○B委員 具体的に書いてあると、もうそれこそ逃げられない部分が出てくるので。守らざる。目につくからね。

○会 長 そうだよ。何か月とか、何億円とかね。

○B委員 そうそう。

○会 長 規定しとけばいいわけだよね。逃げられない。

○B委員 だから、守りやすいっていうのか、こちらからいうと守ってもらいやすいと思うように感じるんですけども。

○会 長 期間を定めるとかね。できれば罰則規定もほしいね。過料を科す。

○G委員 怖いな。

○会 長 これやらなかったら5万円罰金とか。答申に基づいて3カ月以内に施行しない場合は永遠に昇格しないとか。

○B委員 そうしたら、抜け落ちる人がいっぱい出てきちゃう。

○F委員 あと、条例改正のことでいうと、具体的な希望を具体例で、例えば給食センターの問題などがきちっとかかるように改正してくださいというふうに、そういう具体的なことだけでも、例えば市民の委員を3分の1だとか、いろんなのがあるじゃないですか。

○会 長 ありますね。

○F委員 委員1人で六つも七つも兼務するのはいかがかと。だからせいぜい二つか三つまでとかっていうのを。

○会 長 規制をかけるね。

○F委員 希望として出して、それを事務局のほうでは条例改正を要するものと判断するのか、そうじゃなくてできるもとの判断するのか、それは事務局のほうである程度精査してまとめてもらって、それをまた実際に条例改正として提案する前には、前期審議会的なものがあるわけですよ。

○事務局(L) はい。前期審議会。

○F委員 そういうところでもんでもらってやってもらって、こちらのほうには、皆さんから出た要望については、今後そういう抜け道ができないようにこういうふうにしましたとか、それとかこれについてはこういう対応でカバーできると思いますのでとかっていうことで報告をもらえば、非常にわかりやすいんじゃないかなと。だけれども、うちのほうで、条例をこうこうこういう文言にきなさいってやるのが面倒くさいけれども。

○会 長 だから専門家。

○F委員 そろそろ希望を別記してもいいと思います。

○会 長 図書館に置くには3カ月以内にしろとかね。希望でいいわけだよね。

○F委員 都市計画審議会にはびっくりしましたよ。

○G委員 一つだけ例示しますと、去年の3月の資料が、その大規模施設のこと、ちゃんと形があるんですよ。ちょっと読みます。大規模施設、市民生活に何らかの影響を与える施設、定義がないことや条例上のものが整理されてないという意見がありましたと。市民参加の対象事業として、地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設などの事業を追加して実施事業を拡大するって意見が出ているから。こんな感じで後は任せればということなんだと思います。

○会 長 Lさん。

○事務局（L） 先ほど、F委員やG委員のほうからお話があったという部分については、今後答申をつくって提言をする中では、条例についてこういう案文にするっていうようなものをやるのではなく、推進会議の中で議論のあった意見というものを要望として出すことで、それを提言としてまとめて提出して、後の改正の対応については事務局側でっていうようなことのニュアンスということですか。

○F委員 そうですね。最終的には議会で決めてもらうしかないわけだし。

○会 長 その壁は、議会の壁はあるよね。俺たちが決められることじゃないものね。

それじゃ、時間もあれなので。これ、あと2回あるんですけども、次回の会議ではこれ専門にやりたいと思います。それで3回目はそれをまとめて、答申する部分にまとめるってことで3回目を考えていますので、次回の会議であらかじめきょう出た、いろんな矛盾点とか言いたいことを皆さんまとめてきて、参加してやりたいというふうに考えているんですけども。それでいいですか。先に手を挙げたのは、D委員。

○D委員 いいですか。それで、だったら来週、どの資料を見て、どういう視点で、何を持ってくるかだけ決めていただかないと、多分みんな視点とか見るものも違っちゃうと煩雑になると思うんで。それだけ決めませんかと思うんですけどもいかがでしょう。

○会 長 D委員言ってください。

○D委員 では、どれがいいですか。

○会 長 条例の条文を持ってくれば。

○D委員 さっき、例えばG委員がおっしゃった資料を見るのか。

○会 長 ああ、Mさんのあれね。

○D委員 それとも、きょう配られた資料もあるじゃないですか。だからどれを基準にして見るっていうか、基本にしてつくるのか、考えてくるのかで見ないとバラバラになっちゃう。それだけで時間もかかると思うので、どの資料を見てやるかって思うんですが。

○事務局（K） ご提案についてなんですけれども、まずはきょうお配りした資料4が、これまでの意見を集約させていただいたものになります。

○会 長 そうですね。○・×がつかえましたね。

○事務局（K） はい。それから、これ以外のものの参考については資料5で、ほかの自治体の例があって。

○会 長 きょう初めて見たやつね。

○事務局（K） はい。基本は市民参加条例になりますから、皆さんにお配りしている逐条解説がまず中心にあって、それでこれまでの議論として資料4があって、他市の事例として資料5があるということで、これが3点セットになるかと思います。事務局のほうで、先ほどG委員からのお話がありましたMが前つくらせていただいた、あのような感じの用紙を皆様のほうにお送りしたいと思います。それで、これは左側に白井市の市民参加条例が書いてあります。右側のほうに書き込む欄があるんですけども、条例改正が必要だと思う事柄と、条例改正は必要ないけれども、変えてほしい事柄

とかいろいろあると思うんですね。ですから1番は、条文を考えるということはもう頭から置いていただいて、何を直したらいいかと。何を改善したらいいかということ、もし分けられれば、条例を変えてほしいとか、あるいは逐条解説で変えてほしいとかってなるべく分けていただいて。いずれにしても条文ではなくて、変えてほしい、改善してほしいことをこの条項ごとにまとめて、意見として出していただくというふうな形をとらせていただきたいと思います。

次回の会議、これから日程調整をさせていただきますけれども、5月の中旬を予定していますけれども、有効に議論を進めるために、あらかじめ5月の連休前ぐらいまでに事務局のほうに出していただいて、それを取りまとめたものをあらかじめ委員の皆様にお送りさせていただいて、お目通しをいただいた上で次の会議を開催させていただいて、そこで皆さん個別個別の意見を事前にわかった上で、委員会としてどれを改善してほしいかっていうことを絞り込んでいくというイメージはいかがでしょうか。

○会 長 いいですね。そのほうがすっきりして。なきやなくていいんだよね。

○事務局 (K) そうですね。過去のことを思い出していただく、あるいはこんな意見があったなっということは資料4でごらんいただいて。白井市にはない事例として、資料5を活用していただきながらご意見を提出いただくということでお願いできますでしょうか。

○会 長 何か、Kさんがまとめてくださったようだね。

○C委員 そうですね。Kさんにやってもらって。

○会 長 もう私、出る幕がないです。

○C委員 いやいや。

○会 長 そういうことで、皆さんのお手元に書類が着きましたら、メールで返事する。

○事務局 (L) もちろんメールでもお送りさせていただきますし。

○会 長 紙で、ペーパーでも来る。

○事務局 (L) ご要望であれば、当然紙でもお送りっていうのはできると思うので。

○会 長 僕らが提出する部分は、メールでもいいですか。

○事務局 (K) メールがいいです。できれば。

○会 長 はい。メールが来なければ、そういう提案はなしという扱いでやっちゃおうと。

○事務局 (K) メールかファックスか郵送かでございます。

○会 長 そういう手段をとると。

○事務局 (L) あとは、仮に意見がなかったとしても、その旨を言っただけだと、事務局側としても集計がしやすいのかなという感じがします。

○会 長 そうですね。気がついたときに言えばいいっていうことで。

そういうことで、次回の段取りも決まったところで、次回の日程を決めたいんですが、候補日が2日しかありません。それは5月の17日の水曜日、5月の24日の水曜日。この2日しか我々には選択の余地がないんです。今ペコペコ頭を下げている人が原因でございます。5月の17日の水曜日がよろしい方、手を挙げてください。都合のいい方、4人。5月の24日、都合のいい方、手を挙げてくださ

い。

○G委員 僕、両方いいです。どちらでもいいです。

○会 長 僕もどちらでもいいんで、両方上げているんですけども。

○D委員 済みません。24日は2時半まで授業なので遅れてくるんですけども、2回目の日のほうが。

○会 長 いい。

○D委員 はい。済みません。

○会 長 決まりました。24日。

○D委員 済みません、少し遅れます。

○事務局 (K) 時間は。

○会 長 同じで3時から。

○事務局 (K) 3時からということでしょうか。

○D委員 3時からですか。2時半まで授業なので、多分3時半か4時になっちゃうです、着くの。済みません。

○会 長 じゃあ、4時から5、6、7時までというわけにはいかないかな。

○事務局 (L) 皆様のご都合のよろしい時間に設定していただければ、会議室はもう確保はしてありますので。

○事務局 (K) よろしければ4時からでも。

○D委員 4時じゃ申しわけないので。

○会 長 4時からだと6時だよね。1時間ずれるだけだよね。6時まで、皆さん時間。E委員が忙しいんだよね。

○D委員 済みません。

○会 長 Bさん大丈夫ですか。4時からで。

○B委員 大丈夫です。

○D委員 何か申しわけありません。

○会 長 5月24日4時から。1時間ずらして。

○D委員 申しわけありません。

○事務局 (L) 5月24日午後4時からということで。

○会 長 何か非常に民主的だね、この決め方ね。

○E委員 大丈夫。

○事務局 (J) 大丈夫です。

○E委員 5時過ぎで。

○事務局 (L) 大丈夫だと思います。

○E委員 市役所閉まっちゃうから。

○事務局 (J) いや、大丈夫です。

○会 長 あと、何でしょう。

○事務局 (L) 下に米印で書かせていただいたんですけども、5月8日、つまり連休明けですね。連休明けから新庁舎が開設されることになります。

○会 長 そうなんです、実は。

○事務局 (L) ちょうど西側に設置してあります本庁舎ですね、こちらに新しく会場を移してご議論いただくというような。

○会 長 新しい会議室でもって白熱した討議ができるという。

○E委員 じゃあ、ぜひ来ないと。

○会 長 ぜひ。

○事務局 (L) そのようなことなので、ぜひご来庁いただいて。

○会 長 Iさんにも言ってくれる。

○事務局 (L) それは、はい。ご連絡させて。

○会 長 それでAが忘れるなっていうのを太く太字でもって入れておいてください。

○事務局 (L) ご連絡はしておきます。

○会 長 ほかになければ、きょうの会議はこれで閉会といたしますがよろしゅうございましょうか。

○G委員 意見はいつまでに出すんですしたっけ。

○E委員 来てからでいいんじゃない。

○事務局 (L) そうですね。

○G委員 用紙が来てから。

○F委員 連休前までで。

○事務局 (L) そうですね。これから作りまして。期限については、メール等で記載させていただいて。

○会 長 そちらの都合でね。とりあえず連休中は引っ越しでそれどころじゃないもんね。

○事務局 (L) そうですね。ちょうど5月8日に開催のときには、もうガーッというような感じでやっていると思うので。

○会 長 締め切りその他は、そちらの都合で。

○事務局 (L) はい。こちらのほうで設定させていただければと考えております。

○会 長 連絡ください。

○E委員 じゃあ何、先ほどの基本的にはMさんの出したあれをベースとしてみたいな格好になるの。

○事務局 (L) そうですね。そちらを事務局のほうで。

○会 長 それと、例の資料4と5を読み込んでくるということですよ。

○事務局 (K) そうですね。

○会 長 会議終了しますがよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

午後5時 閉会